



週刊

こんにちは日本共産党です

八千代市議団ニュース

堀口 明子 ☎047(752)0453 植田 進 ☎047(487)9754
伊原 忠 ☎047(488)7207

市議団ホームページ <http://jcp-yachiyo.jp/>

共産党控室メール kyousan@city.yachiyo.chiba.jp



第387号

2018年10月29日

発行

日本共産党

八千代市議会議員団

八千代市大和田新田

312-5

来年度予算要望に基づく国会交渉

10月22日、日本共産党千葉県委員会地方議員団は、各省庁に対して来年度の予算要望と交渉を行いました。日本共産党八千代市議団は、文部科学省、防衛省、厚生労働省、国土交通省にわかれて参加しました。

母子家庭の滞納世帯に訴訟

厚生労働省では、子育て世帯への支援（児童扶養手当の支給を年3回から毎月へなど）の要望を訴えました。

しかし、支援とは程遠い実態が船橋市で起きていました。給食費を滞納した母子世帯に、生活実態を把握もせず、すぐに訴訟していました。この事実を聞いた厚生労働省の職員は「まずは滞納世帯の生活状況を把握すべき」と答えていました。

船橋市は現状の生活状況の把握をせずに、滞納世帯はすべて訴訟に持ち込んでいる実態が報告されています。

「差し押さえ予告」で滞納者不安を

八千代市でも生活状況の把握がされないまま、「差し押さえ予告」などの通知がされています。船橋市の訴訟問題は行き過ぎた行為ですが、「差し押さえ予告」も当事者にとっては大変な状況です。八千代市議団のもとにくる相談の中には、「税金の支払い方」についての問い合わせも多く、窓口相談に同行させてもらうときもあります。

先日、「8カ月も入院していて、生活保護申請の相談もしているのに、差し押さえ予告が来た」と、当事者の友人から相談がありました。「差し押さえ予告の前に生活状況の把握に努めるべき」と以前から担当課に要求していますが、市はあくまでも「予告なので、これから財産調査をして差し押さえる」という対応です。



生活状況の把握に全力を尽くすべき

国は「滞納世帯の生活状況を把握すべき」と言っているのですから、差し押さえ予告前に状況把握に努めるべきです。その上で、生存権を保障する立場から、セーフティネットである生活保護を利用すべきかどうかなどを検討すべきです。

八千代市のこれまでの対応では、「催告書を送っている、相談に応じてほしい」など文書での対応で済ませ、生活状況の把握に至っていないのが現状です。職員増による親密な相談できる対応で、生活状況の把握に全力を尽くすべきです。

八千代市の対応改善に向けて11月議会でも追及していきます。